

令和5年度

横浜市公共用水域及び地下水の
水質測定結果報告書

横浜市みどり環境局

はじめに

この報告書は、令和5年度に行った公共用水域・地下水の水質測定計画に基づく水質調査並びに公共用水域及び地下水のダイオキシン類の測定結果をとりまとめたものです。

水質測定計画に基づく水質調査の地点は、公共用水域が河川11地点及び海域7地点の計18地点で、地下水が60地点です。なお、令和5年度から、ペルフルオロオクタン(PFOS)スルホン酸及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)（以下、PFOS及びPFOA）を新たに分析項目として加え、河川4地点、地下水6地点で調査を行いました。

公共用水域及び地下水のダイオキシン類の測定地点は、河川6地点及び地下水6地点です。この報告書が水質汚濁対策をはじめ、広い分野で御活用いただければ幸いです。

目 次

第1章	水質測定計画	4
1	公共用水域水質測定計画	4
(1)	公共用水域の水質測定地点	4
(2)	公共用水域の水質測定内容	7
2	地下水質測定計画	8
(1)	地下水の水質測定地点	9
(2)	地下水の水質測定内容	13
3	ダイオキシン類（水質・底質）の測定	14
第2章	公共用水域水質測定結果	16
1	環境基準達成状況	16
(1)	有機汚濁物質の最近10年間の環境基準達成状況	16
(2)	人の健康の保護に関する環境基準の達成状況	17
(3)	生活環境項目環境基準達成状況	18
(4)	要監視項目指針値達成状況	20
2	経年推移データ	21
(1)	河川BOD75%水質値及び年平均値の経年変化	21
(2)	海域COD75%水質値及び年平均値の経年変化	24
(3)	海域全窒素全燐年平均値の経年変化	26
第3章	地下水質調査結果	30
1	環境基準等達成状況	30
(1)	概況調査	30
(2)	継続監視調査	30
(3)	汚染井戸周辺地区調査	30
(4)	汚染井戸監視調査	30
2	地下水環境基準超過項目	32
第4章	ダイオキシン類（水質・底質）測定結果	33
1	ダイオキシン類（水質・底質）環境基準達成状況	34
(1)	公共用水域（海域）測定結果	34
(2)	地下水測定結果	34
参考情報		35

第1章 水質測定計画

- 1 公共用水域水質測定計画
- 2 地下水測定計画
- 3 ダイオキシン類（水質・底質）測定

第 1 章 水質測定計画

1 公共用水域水質測定計画

水質汚濁防止法第 16 条に基づいて、神奈川県知事は公共用水域及び地下水の水質測定計画を毎年策定しています。そのうち公共用水域水質測定計画は、横浜市のほか国土交通省、神奈川県、川崎市、相模原市及び藤沢市等が分担して水質測定を行うもので、昭和 46 年度より行っています。

令和 5 年度の横浜市の測定地点は、河川 11 地点及び海域 7 地点です。測定の頻度は年間をとおり原則として、河川が 1 回／月または 2 回／月（1 日 12 時間間隔で 2 回）測定、海域が 1 回／月（上層・下層）測定としました。

測定項目は、カドミウム、全シアン等の健康項目が 27 項目、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）及び COD（化学的酸素要求量）等の生活環境項目が 12 項目、フェノール類及び銅等の特殊項目が 7 項目、アンモニア性窒素及び磷酸態磷等のその他の項目が 8 項目並びに流量及び水温等の観測項目が 13 項目です。

なお、令和 5 年度より、新たに測定項目に加えた PFOS・PFOA については、河川 4 地点、地下水 6 地点において、年 1 回調査を行いました。

これらの測定地点を図 1-1(p. 6)に、また河川測定地点と環境基準類型については表 1-1(p. 4)、海域測定地点と環境基準類型については表 1-2(p. 5)に示しました。

(1) 公共用水域の水質測定地点

表 1-1 公共用水域（河川）の水質測定地点

水域名	支川	測定地点	ア (BOD など)		イ (全垂鉛など)		ウ (PFOS・PFOA)
			基準点	類型	基準点	類型	
鶴見川		千代橋		D		生物 B	
	恩田川	都橋		D			
入江川		入江橋	○	B	○		○
帷子川		水道橋	○	B	○		○
大岡川		清水橋	○	B	○		○
宮川		瀬戸橋	○	B	○		○
侍従川		平潟橋	○	B	○		○
境川		高鎌橋		D			
	柏尾川	吉倉橋		C			
		鷹匠橋		C			
	いたち川	いたち川橋		C			

* ○は環境基準点（その水域の水質を代表する地点）

表 1-2 公共用水域（海域）の水質測定地点

測定地点	ア（CODなど）		
	環境基準点	水域名	類型
鶴見川河口先	○	東京湾 6	C
横浜港内	○		
磯子沖	○	東京湾 7	C
平潟湾内	○	東京湾 10	B
本牧沖	○	東京湾 12	B
富岡沖	○		
平潟湾沖			

* ○は環境基準点（その水域の水質を代表する地点）

測定地点	イ（全窒素及び全磷）			ウ（全亜鉛など）		
	環境基準点	水域名	類型	環境基準点	水域名	類型
鶴見川河口先		東京湾 (口)	IV		東京湾 (全域)	海域生物 A
横浜港内						
磯子沖						
本牧沖	○					
富岡沖	○					
平潟湾内		東京湾 (二)	III			
平潟湾沖						

* ○は環境基準点（その水域の水質を代表する地点）



図 1-1 公共用水域の水質測定地点

(2) 公共用水域の水質測定内容

表 1-3 公共用水域の水質測定内容

測定期間	令和5年4月～令和6年3月	
	公共用水域水質測定計画	要監視項目調査
測定地点	河川： 11 地点	河川： 4 地点 ^{※6}
	海域： 7 地点	
測定項目	健康項目： 27 項目 ^{※1}	要監視項目： 1 項目 ^{※7}
	生活環境項目： 12 項目 ^{※2}	
	特殊項目： 7 項目 ^{※3}	
	その他項目： 8 項目 ^{※4}	
	観測項目： 13 項目 ^{※5}	
測定回数	年 12 回（月 1 回）	年 1 回
採取回数	河川：環境基準点 2 回、補助点 1 回採水	河川：1 回
	海域：1 回採水（上層（表層）・下層）	

※1 人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた 27 項目（カドミウム、全シアン、鉛など）。

※2 生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた 12 項目（pH、BOD、COD など）。

【BOD 及び COD の評価方法】

水域類型が指定されている環境基準点において、「75%水質値」が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。

（75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた時の $0.75 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値）

※3 法・条例の排水規制の対象である 7 項目（フェノール類、銅、溶解性鉄など）。

※4 環境基準の達成状況を判断する上で必要な 8 項目（アンモニア性窒素、磷酸態磷、電気伝導率など）。

※5 採水時に現場にて観測する 13 項目（天候、前日天候、水深など）。

※6 公共用水質測定計画で定める 11 地点のうち 4 地点を調査。3 か年で一巡する計画。

※7 要監視項目とは、現時点では直ちに環境基準項目とせず、知見の集積に努めるべきものとして指定された物質。測定項目等は各測定機関（自治体）の判断による。

2 地下水質測定計画

水質汚濁防止法第 16 条に基づき神奈川県知事が策定した公共用水域及び地下水の水質測定計画のうち、地下水質測定計画調査は、横浜市のほか神奈川県下の自治体がそれぞれ分担して測定を行うもので、平成元年度より開始しました。

概況調査では、長期的な観点から経年変化を調べるための「定点調査」及び市内を 2 km または 4km メッシュに区切り 4 年計画で市内全体の調査を完了する「メッシュ調査」を実施しています。

概況調査により新たに発見された汚染について、汚染範囲の確認及び汚染原因の究明に資するための「汚染井戸周辺地区調査」を実施し、また、汚染地域について継続的に監視を行うため「継続監視調査」等を行っています。

このほか地下水質測定計画調査とは別に、過去に行った本市独自の調査により汚染が確認された測定地点において、継続的に「汚染井戸監視調査」を行っています。

令和 5 年度に実施した調査地点は、表 1-5(p. 9, 10)のとおりです。

令和 5 年度は、概況調査では定点調査 6 地点及びメッシュ調査 20 地点の計 26 地点について、環境基準項目 27 項目（アルキル水銀を除くカドミウム、トリクロロエチレン等）及び一般項目 5 項目（水温及び pH 等）の合計 32 項目を測定しました。

なお、令和 5 年度より新たに測定項目に加えた PFOS 及び PFOA については、概況調査の定点 6 地点で調査を実施しました。

また、継続監視調査では、18 地点で過去に環境基準項を超過した項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素やテトラクロロエチレン等）について測定を実施しました。

汚染井戸監視調査では、5 地点で環境基準項目 5 項目（1,2-ジクロロエチレン等）の測定を実施しました。

表 1-4 地下水調査概要

調査種類	調査概要
概況調査	
ア 定点調査	定点（市内 18 地点：3 年単位で一巡）で行う水質の経年的変化の調査
イ メッシュ調査	市内をメッシュ間隔 2 km または 4 km で分割し、メッシュ区分内の井戸を原則 1 つ選定し行う水質調査。4 年間で市内全体を調査。
汚染井戸周辺地区調査	概況調査により環境基準を超える汚染が新たに判明した場合又は継続監視調査で高濃度の汚染が認められた場合に、その汚染範囲を確認するために行う水質調査
継続監視調査	過去に確認された汚染について、経年的な変化を監視するため継続的に行う水質調査
汚染井戸監視調査	過去に行った市の独自調査により汚染が確認された測定地点等において、継続的な監視のために行う水質調査

(1) 地下水の水質測定地点

表 1-5 令和 5 年度地下水質測定地点

整理番号	調査地点	深度区分	用途区分
概況調査（メッシュ調査）			
No. 01	都筑区東山田町	浅井戸	池用水
No. 02	港北区下田町二丁目	不明	生活用水
No. 03	青葉区恩田町	浅井戸	農業用水
No. 04	青葉区しらとり台	不明	生活用水
No. 05	港北区新吉田東一丁目	浅井戸	その他
No. 06	緑区十日市場町	浅井戸	生活用水
No. 07	緑区青砥町	不明	生活用水
No. 08	都筑区池辺町	深井戸	生活用水
No. 09	都筑区折本町	不明	生活用水
No. 10	港北区新羽町	不明	その他
No. 11	港北区師岡町	不明	農業用水
No. 12	鶴見区東寺尾五丁目	深井戸	生活用水
No. 13	西区東久保町	浅井戸	生活用水
No. 14	泉区上飯田町	不明	生活用水
No. 15	泉区中田東四丁目	深井戸	生活用水
No. 16	戸塚区名瀬町	浅井戸	生活用水
No. 17	戸塚区平戸町	不明	生活用水
No. 18	南区永田南二丁目	浅井戸	生活用水
No. 19	南区大岡一丁目	浅井戸	生活用水
No. 20	中区箕沢	浅井戸	生活用水
概況調査（定点調査）			
No. 201	鶴見区岸谷四丁目	浅井戸	その他
No. 202	神奈川区三ツ沢西町	不明	その他
No. 203	瀬谷区橋戸三丁目	浅井戸	その他
No. 204	南区中里三丁目	浅井戸	その他
No. 205	栄区上郷町	不明	生活用水
No. 206	金沢区富岡東三丁目	浅井戸	その他

整理番号	調査地点	深度区分	用途区分
継続監視調査			
No. 301	神奈川区松見町	横井戸	池用水
No. 302	港北区高田町	浅井戸	その他
No. 303	港北区高田町	浅井戸	生活用水
No. 304	都筑区東方町	浅井戸	生活用水
No. 305	都筑区大熊町	浅井戸	生活用水
No. 306	青葉区市ヶ尾町	浅井戸	生活用水
No. 307	緑区長津田町	浅井戸	農業用水
No. 308	瀬谷区橋戸二丁目	深井戸	生活用水
No. 309	瀬谷区相沢三丁目	深井戸	農業用水
No. 310	旭区今川町	浅井戸	生活用水
No. 311	旭区下川井町	浅井戸	生活用水
No. 312	中区本牧元町	浅井戸	その他
No. 313	南区六ツ川三丁目	浅井戸	生活用水
No. 314	戸塚区平戸町	浅井戸	農業用水
No. 315	泉区和泉町	浅井戸	生活用水
No. 316	泉区新橋町	浅井戸	農業用水
No. 317	神奈川区片倉二丁目	不明	生活用水
No. 318	保土ヶ谷区新井町	浅井戸	池用水
汚染井戸周辺地区調査			
No. 401	緑区十日市場町	浅井戸	生活用水
No. 402	緑区十日市場町	不明	池用水
No. 403	緑区十日市場町	不明	生活用水
No. 404	緑区いぶき野	浅井戸	生活用水
No. 405	港北区新羽町	不明	その他
No. 406	都筑区大熊町	浅井戸	その他
No. 407	港北区新羽町	深井戸	一般飲用
No. 408	戸塚区平戸町	不明	生活用水
No. 409	戸塚区平戸町	浅井戸	生活用水
No. 410	戸塚区平戸町	浅井戸	生活用水
No. 411	戸塚区平戸町	浅井戸	生活用水

汚染井戸監視調査			
No. 601	神奈川区羽沢町	不明	生活用水
No. 602	保土ヶ谷区西谷町	不明	生活用水
No. 603	緑区長津田五丁目	不明	生活用水
No. 604	緑区長津田五丁目	不明	生活用水
No. 605	都筑区池辺町	不明	生活用水

(2) 地下水の水質測定内容

表 1-6 地下水質測定等内容

概況調査	定点調査	期間	令和5年10月		
		地点	6地点	回数	年1回
		項目	環境基準項目等33項目		
		方法	市内6地点の地下水を採水する。長期的な観点から経年変化を調査する。		
	メッシュ調査	期間	令和5年10月		
		地点	20地点	回数	年1回
		項目	環境基準項目等32項目		
		方法	市内全域を2km又は4kmメッシュに区切り、各メッシュ内の1つの井戸を選定し、その井戸の水質を調査する。4年間で市内全体の調査を行う。		
継続監視調査	期間	令和5年10月			
	地点	18地点	回数	年1回	
	項目	汚染関連物質			
	方法	過去に行った概況調査により汚染が確認された測定地点において、継続的な監視のため定期的に調査する。			
汚染井戸	周辺地区調査	期間	令和6年2月		
		地点	11地点	回数	年1回
		項目	汚染関連物質		
		方法	令和5年度概況調査で新たに発見された汚染物質について、その汚染範囲を確認するために調査する。		
	監視調査	期間	令和5年10月		
		地点	5地点	回数	年1回
		項目	汚染関連物質		
		方法	過去の調査により汚染が確認された測定地点において、継続的な監視のため定期的に調査する。		

3 ダイオキシン類（水質・底質）の測定

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 26 条の規定に基づき、都道府県知事及び政令市の長は水質（水底の底質を含む）のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告することとされています。

これにより横浜市では、平成 12 年度より公共用水域（水質・底質）及び地下水のダイオキシン類の測定を開始しました。

平成 21 年度からは河川及び海域の調査は 1 年おきに交互に実施することとし、令和 5 年度は河川 6 地点及び地下水 6 地点について調査を行いました。調査地点は表 1-7 のとおりです。

表 1-7 ダイオキシン類の調査実施地点

番号	河川（水質・底質）	地下水
1	入江川入江橋	鶴見区岸谷四丁目
2	帷子川水道橋	神奈川区三ツ沢西町
3	大岡川清水橋	瀬谷区橋戸三丁目
4	宮川瀬戸橋	南区中里三丁目
5	侍従川平潟橋	栄区上郷町
6	柏尾川鷹匠橋	金沢区富岡東三丁目

第2章 公共用水域水質測定結果

- 1 環境基準達成状況
- 2 公共用水域の水質状況

第2章 公共用水域水質測定結果

1 環境基準達成状況

(1) 有機汚濁物質の最近10年間の環境基準達成状況

河川の有機性汚濁の指標であるBOD（B類型：3mg/L以下、C類型：5mg/L以下、D類型：8mg/L以下）、海域の有機性汚濁の指標であるCOD（B類型：3mg/L以下、C類型：8mg/L以下）、東京湾内のみ環境基準が定められている、全窒素（Ⅲ類型：0.6mg/L以下、Ⅳ類型：1mg/L以下）及び全リン（Ⅲ類型：0.05mg/L以下、Ⅳ類型：0.09mg/L以下）の最近10年間の環境基準達成状況を表2-1に示します。ここ10年間で、河川BODは達成率の低下傾向が見られます。海域COD、全窒素、全リンについては、変動は見られるものの、令和5年度の環境基準達成率は、CODが100%、全窒素が86%、全リンが71%となっています。

表 2-1 有機汚濁物質環境基準達成状況の推移

項目		河川	海 域		
		B O D	C O D	全窒素	全リン
H26 年度	達成数	11/11	3/7	6/7	5/7
	達成率	100%	43%	86%	71%
H27 年度	達成数	11/11	6/7	6/7	5/7
	達成率	100%	86%	86%	71%
H28 年度	達成数	11/11	4/7	6/7	4/7
	達成率	100%	57%	86%	57%
H29 年度	達成数	11/11	4/7	6/7	3/7
	達成率	100%	57%	86%	43%
H30 年度	達成数	10/11	5/7	6/7	5/7
	達成率	91%	71%	86%	71%
R 元年度	達成数	10/11	6/7	6/7	4/7
	達成率	91%	86%	86%	57%
R2 年度	達成数	10/11	4/7	6/7	5/7
	達成率	91%	57%	86%	71%
R3 年度	達成数	10/11	6/7	4/7	3/7
	達成率	91%	86%	57%	43%
R4 年度	達成数	9/11	6/7	6/7	6/7
	達成率	82%	86%	86%	86%
R5 年度	達成数	9/11	7/7	6/7	5/7
	達成率	82%	100%	86%	71%

※表中の達成数は達成地点数／測定地点を表す。

(2) 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

人の健康の保護に関する項目（健康項目）については、全ての測定地点で環境基準を達成しました。

表 2-2 令和5年度 健康項目の環境基準達成率

項 目	環境基準 (mg/L)	調査地点数		環境基準 達成地点数		達成率	
		河川	海域	河川	海域	河川	海域
カドミウム	0.003 以下	11	7	11	7	100%	100%
全シアン	不検出	11	7	11	7	100%	100%
鉛	0.01 以下	11	7	11	7	100%	100%
六価クロム	0.02 以下	11	7	11	7	100%	100%
砒素	0.01 以下	11	7	11	7	100%	100%
総水銀	0.0005 以下	11	7	11	7	100%	100%
アルキル水銀	不検出	0	0	—	—	—	—
PCB	不検出	5	7	5	7	100%	100%
ジクロロメタン	0.02 以下	11	7	11	7	100%	100%
四塩化炭素	0.002 以下	11	7	11	7	100%	100%
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	11	7	11	7	100%	100%
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	11	7	11	7	100%	100%
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	11	7	11	7	100%	100%
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	11	7	11	7	100%	100%
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	11	7	11	7	100%	100%
トリクロロエチレン	0.01 以下	11	7	11	7	100%	100%
テトラクロロエチレン	0.01 以下	11	7	11	7	100%	100%
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	11	7	11	7	100%	100%
チウラム	0.006 以下	11	7	11	7	100%	100%
シマジン	0.003 以下	11	7	11	7	100%	100%
チオベンカルブ	0.02 以下	11	7	11	7	100%	100%
ベンゼン	0.01 以下	11	7	11	7	100%	100%
セレン	0.01 以下	11	7	11	7	100%	100%
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	11	7	11	7	100%	100%
ふっ素	0.8 以下	6	—	6	—	100%	—
ほう素	1 以下	6	—	6	—	100%	—
1,4-ジオキサン	0.05 以下	11	7	11	7	100%	100%

(3) 生活環境項目環境基準達成状況

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）のうち、河川の水素イオン濃度（pH）、浮遊粒子状物質（SS）については、水質測定地点 11 地点のうちすべての測定地点で環境基準を達成しました。河川の BOD については、恩田川都橋、入江川入江橋の 2 地点で環境基準を達成せず、11 地点のうち 9 地点で環境基準を達成しました。溶存酸素量（D0）は、入江川入江橋の 11 月、大岡川清水橋の 8 月、9 月測定日において、適用されている環境基準（5 以上）を下回り環境基準未達成となりましたが、132 回の調査回数のうち、129 回が環境基準を達成しました。

海域の pH について、環境基準の 8.3 を上回ることが複数回あり、84 回の調査回数のうち 73 回で環境基準を達成しました。COD については、すべての調査地点で環境基準を達成しました。海域の全窒素については鶴見川河口先の 1 地点において、環境基準を達成せず、測定地点 7 地点のうち 6 地点で環境基準を達成しました。全磷については鶴見川河口先、平潟湾内の 2 地点において環境基準を達成せず、測定地点 7 地点のうち 5 地点で環境基準を達成しました。海域の溶存酸素（D0）、n-ヘキサン抽出物質については、すべての測定地点において環境基準を達成しました。

水生生物保全項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム及びその塩）については、河川、海域とも測定を行ったすべての地点で環境基準を達成しました。

表 2-3 令和 5 年度 河川の生活環境項目環境基準達成率

項目	類型	環境基準 (mg/L) ※	評価手法	評価地点数		達成数/ 評価地点・回数	達成率
				調査地点	調査回数		
水素イオン濃度（pH）	B	6.5 以上 8.5 以下	日間平均	11	12	130/130 ^{※2}	100%
	C						
	D						
生物化学的酸素要求量 （BOD）	B	3 以下	75%水質値	11	12	9/11 ^{※1}	82%
	C	5 以下					
	D	8 以下					
浮遊物質（SS）	B	25 以下	日間平均	11	12	130/130 ^{※2}	100%
	C	50 以下					
	D	100 以下					
溶存酸素量（D0）	B	5 以上	日間平均	11	12	127/130 ^{※2}	98%
	C	5 以上					
	D	2 以上					

※水素イオン濃度（pH）は無単位。※1 BOD は 75%水質値（P. 10 参照）で評価するため、調査地点が分母となる

※2 降雨の影響による欠測があるため、調査地点と調査回数を乗じた値とはならない

表 2-4 令和 5 年度 海域の生活環境項目環境基準達成率

項目	類型	環境基準 (mg/L) ※	評価手法	評価地点数		達成数/ 評価地点・回数	達成率
				調査地点	調査回数		
水素イオン濃度 (pH)	B	7.8 以上 8.3 以下	日間平均	7	12	73/84	87%
	C	7.0 以上 8.3 以下					
化学的酸素要求量 (COD)	B	3 以下	75%水質値	7	12	7/7 ^{※1}	100%
	C	8 以下					
溶存酸素量 (DO)	B	5 以上	日間平均	7	12	83/84	99%
	C	2 以上					
n-ヘキサン抽出物質	B	不検出	日間平均	7	4	28/28	100%
全窒素	Ⅲ	0.6 以下	年間平均	7	12	6/7 ^{※2}	86%
	Ⅳ	1 以下					
全燐	Ⅲ	0.05 以下	年間平均	7	12	5/7 ^{※2}	71%
	Ⅳ	0.09 以下					

※水素イオン濃度 (pH) は無単位。

※1 COD は 75%水質値 (P. 34 参照) で評価するため、調査地点数が分母となる。

※2 全窒素、全燐は年間平均で評価するため、調査地点数が分母となる。

表 2-5 令和 5 年度 河川の水生物保全項目環境基準達成率

項目	類型	環境基準 (mg/L)	評価手法	評価地点数		達成数/評価地点数	達成率
				調査地点	調査回数		
全亜鉛	生物 B	0.03 以下	年間平均	11	12	11/11	100%
ノニルフェノール	生物 B	0.002 以下	年間平均	5	2	5/5	100%
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	生物 B	0.05 以下	年間平均	5	2	5/5	100%

表 2-6 令和 5 年度 海域の水生物保全項目環境基準達成率

項目	類型	環境基準 (mg/L)	評価手法	評価地点数		達成数/評価地点数	達成率
				調査地点	調査回数		
全亜鉛	生物 A	0.02 以下	年間平均	2	12	2/2	100%
ノニルフェノール	生物 A	0.001 以下	年間平均	2	2	2/2	100%
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	生物 A	0.01 以下	年間平均	2	2	2/2	100%

(4) 要監視項目指針値達成状況

PFOS 及び PFOA は、指針値（暫定）が適用されるその合計値において、いずれの地点でも超過はありませんでした。

表 2-7 令和 5 年度 要監視項目指針値達成率

調査地点	指針値 (mg/L)	PFOS・PFOA 合計 (mg/L)	達成率
入江川入江橋	0.00005 以下	0.000007	100%
帷子川水道橋	0.00005 以下	0.000011	100%
大岡川清水橋	0.00005 以下	0.000012	100%
宮川瀬戸橋	0.00005 以下	0.000027	100%

※PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）は、PFOS 及び PFOA の合計値として 0.00005mg/L 以下。

2 経年推移データ

(1) 河川 BOD75%水質値及び年平均値の経年変化

表 2-8 河川 BOD75%水質値の経年変化

(mg/L)

河川名	測定地点名	類型	環境基準	令和 元	2	3	4	5
鶴見川	千代橋	D	8 以下	3.5	5.5	5.0	9.3	6.2
恩田川	都橋	D	8 以下	8.7	11	5.5	11	12
入江川	入江橋	B	3 以下	2.0	2.7	2.6	1.4	3.7
帷子川	水道橋	B	3 以下	1.5	1.3	1.0	1.2	1.2
大岡川	清水橋	B	3 以下	2.1	1.7	3.6	1.4	1.4
宮川	瀬戸橋	B	3 以下	1.7	1.6	1.1	1.2	1.7
侍従川	平潟橋	B	3 以下	1.7	2.3	2.3	1.4	2.1
境川	高鎌橋	D	8 以下	2.5	1.7	1.3	1.5	1.3
柏尾川	吉倉橋	C	5 以下	2.0	1.3	1.2	1.1	1.0
〃	鷹匠橋	C	5 以下	3.2	2.0	2.1	2.0	3.5
いたち川	いたち川橋	C	5 以下	1.9	1.6	2.4	1.2	3.7
達成率				91%	91%	91%	82%	82%

■ : 環境基準未達成

表 2-9 河川 BOD 年平均値の経年変化

(mg/L)

河川名	測定地点名	令和 元	2	3	4	5
鶴見川	千代橋	3.0	4.8	3.7	6.4	4.5
恩田川	都橋	7.8	8.0	4.5	8.7	8.7
入江川	入江橋	2.2	1.9	3.4	1.5	2.4
帷子川	水道橋	1.2	1.1	0.9	1.2	1.1
大岡川	清水橋	1.8	1.6	2.7	1.2	1.3
宮川	瀬戸橋	1.5	1.4	1.0	1.1	1.1
侍従川	平潟橋	1.7	1.7	1.8	1.4	1.4
境川	高鎌橋	1.9	1.6	1.1	1.5	1.5
柏尾川	吉倉橋	1.7	1.1	0.9	0.9	1.1
〃	鷹匠橋	2.8	1.8	2.2	2.5	3.5
いたち川	いたち川橋	1.9	1.6	1.8	1.4	3.1

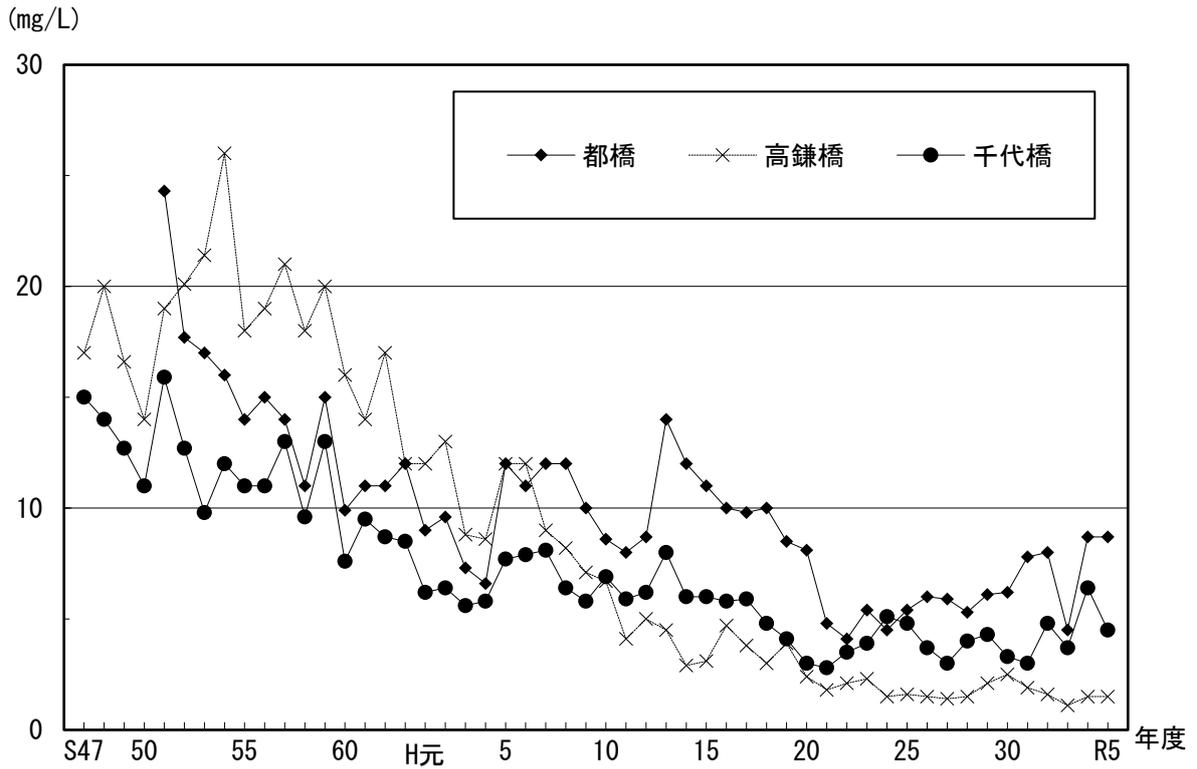


図 2-1 河川 D 類型 BOD 年平均値の経年変化

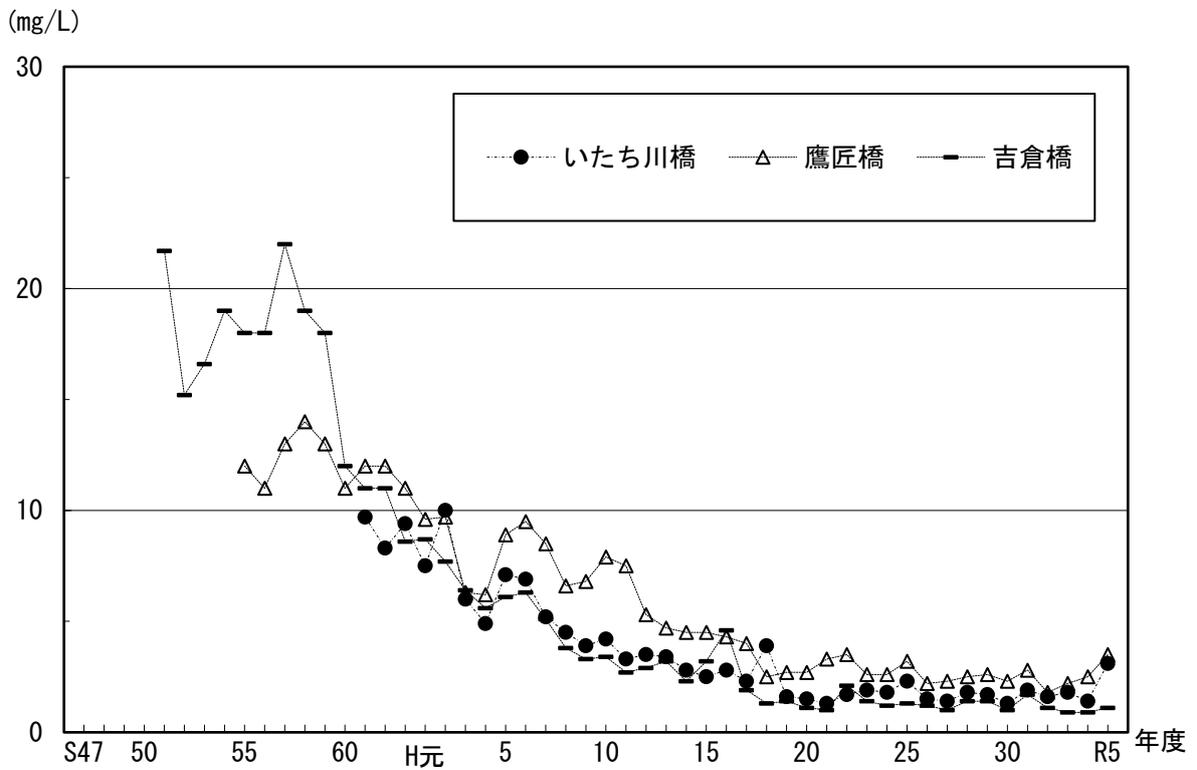


図 2-2 河川 C 類型 BOD 年平均値の経年変化

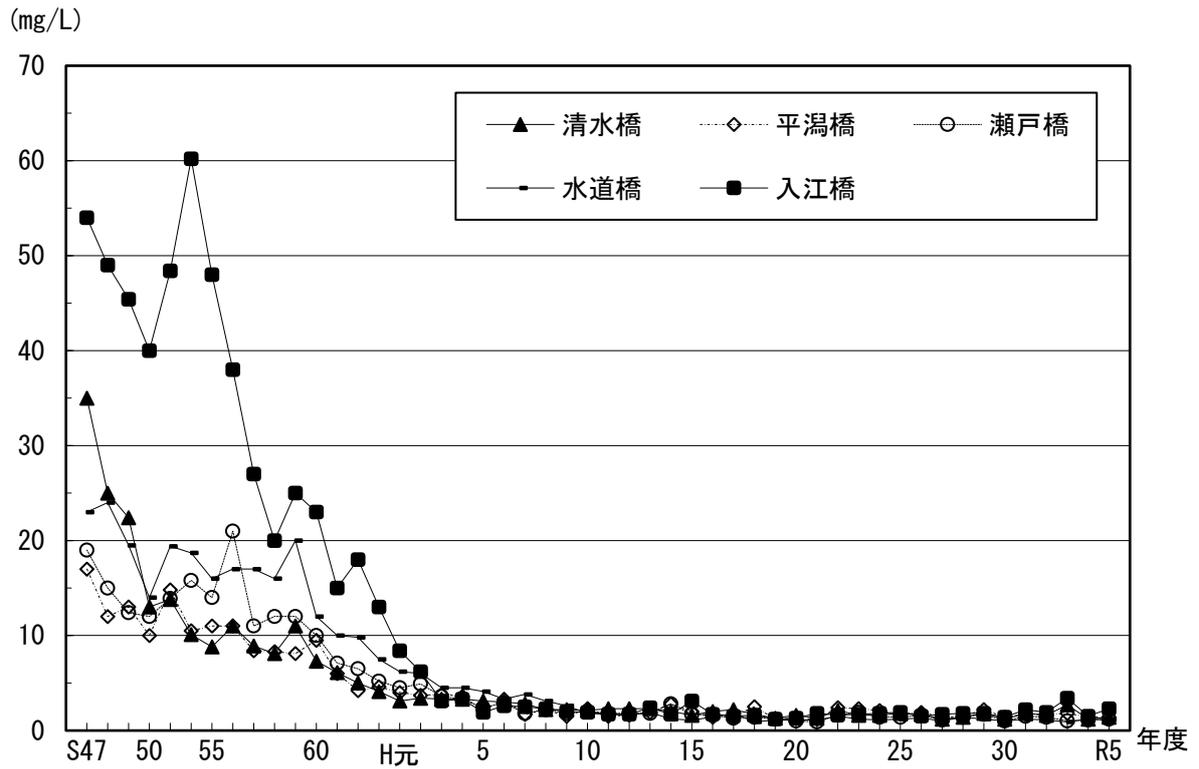


図 2-3 河川 B 類型 BOD 年平均値の経年変化

(2) 海域 COD75%水質値及び年平均値の経年変化

表 2-10 東京湾 COD75%水質値の経年変化

(mg/L)

水域名	測定地点名	類型	環境基準	令和 元	2	3	4	5
東京湾 6	鶴見川河口先	C	8 以下	3.8	3.7	3.6	4.1	3.8
	横浜港内	-	-	4.0	4.5	3.2	3.9	3.3
東京湾 7	磯子沖	C	8 以下	2.8	3.2	2.7	2.7	2.9
東京湾 10	平潟湾内	B	3 以下	3.4	3.5	3.2	3.9	3.0
東京湾 12	本牧沖	B	3 以下	2.7	2.9	2.4	2.5	2.4
	富岡沖	-	-	2.7	3.1	2.4	2.7	2.7
	平潟湾沖	-	-	2.4	3.1	2.5	2.6	2.3
達成率				86%	86%	57%	86%	100%

■ : 環境基準未達成

表 2-11 東京湾 COD 年平均値の経年変化

(mg/L)

水域名	測定地点名	令和 元	2	3	4	5
東京湾 6	鶴見川河口先	3.2	3.3	3.2	3.3	3.5
	横浜港内	3.5	3.4	3.0	3.0	3.0
東京湾 7	磯子沖	2.4	2.5	2.4	2.2	2.5
東京湾 10	平潟湾内	3.0	3.1	2.9	3.0	2.8
東京湾 12	本牧沖	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2
	富岡沖	2.4	2.6	2.1	2.4	2.4
	平潟湾沖	2.2	2.6	2.2	2.2	2.1

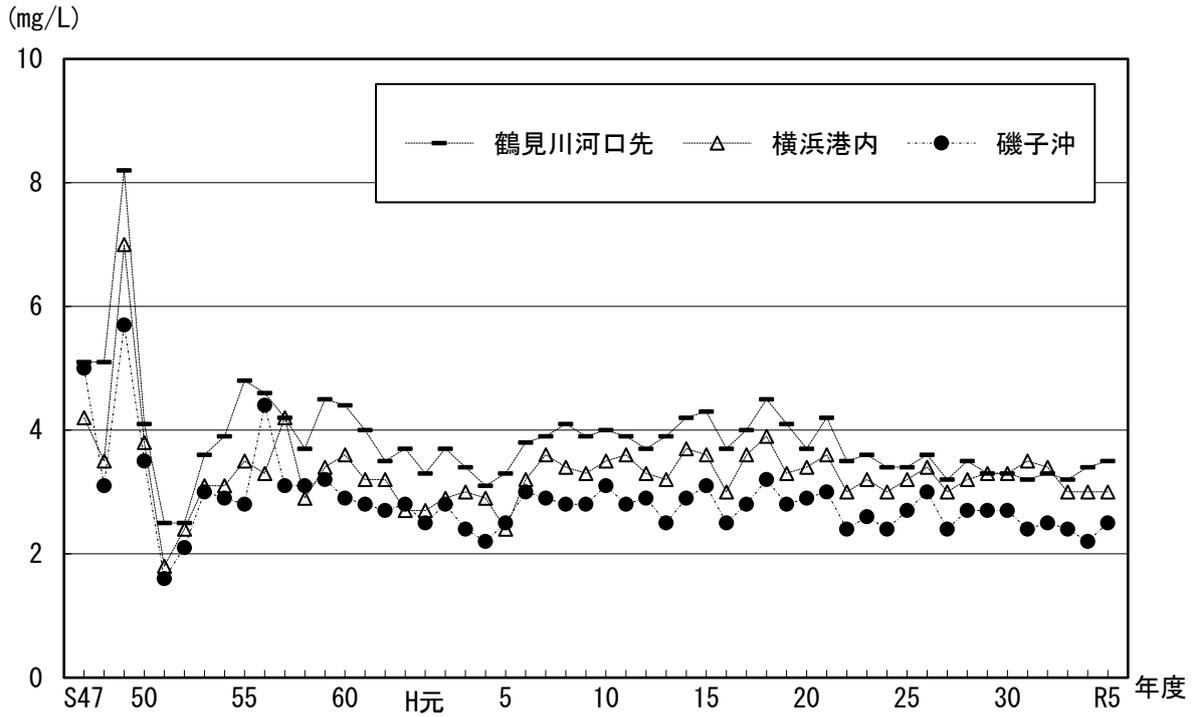


図 2-4 東京湾 C 類型 COD 年平均値の経年変化

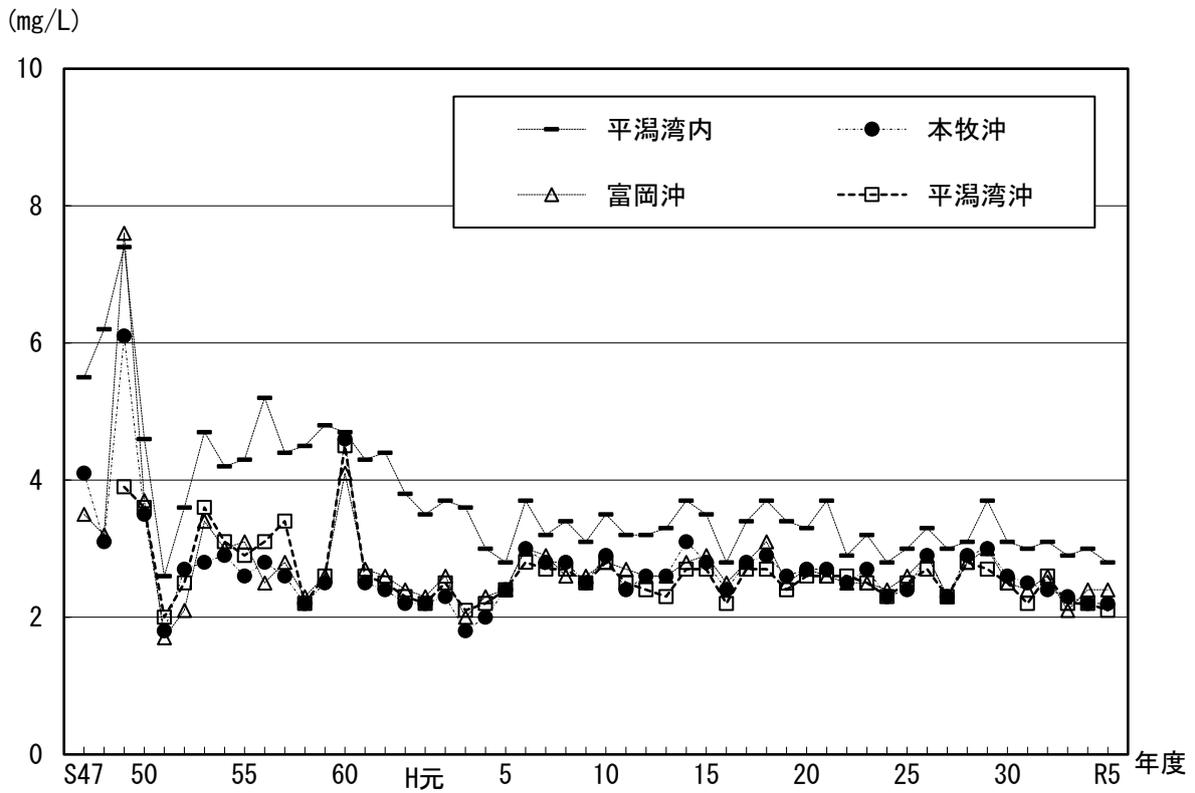


図 2-5 東京湾 B 類型 COD 年平均値の経年変化

(3) 海域全窒素全燐年平均値の経年変化

表 2-12 東京湾全窒素年平均値の経年変化 (表層)

(mg/L)

水域名	類型	測定地点	類型	環境基準	令和 元	2	3	4	5
東京湾 (口)	Ⅳ	鶴見川河口先	Ⅳ	1 以下	1.6	1.9	2.0	1.9	1.9
		横浜港内			0.94	0.92	1.1	0.77	0.92
		磯子沖			0.55	0.52	0.70	0.42	0.50
		本牧沖			0.65	0.62	0.73	0.48	0.57
		富岡沖			0.48	0.46	0.59	0.39	0.42
東京湾 (二)	Ⅲ	平潟湾内	Ⅲ	0.6 以下	0.58	0.50	0.61	0.38	0.50
		平潟湾沖			0.49	0.45	0.58	0.43	0.42
達成率					86%	86%	57%	86%	86%

：環境基準未達成

表 2-13 東京湾全燐年平均値の経年変化 (表層)

(mg/L)

水域名	類型	測定地点	類型	環境基準	令和 元	令和 2	3	4	5
東京湾 (口)	Ⅳ	鶴見川河口先	Ⅳ	0.09 以下	0.12	0.14	0.17	0.13	0.13
		横浜港内			0.095	0.087	0.12	0.076	0.085
		磯子沖			0.048	0.047	0.069	0.042	0.057
		本牧沖			0.058	0.057	0.078	0.055	0.061
		富岡沖			0.043	0.043	0.059	0.039	0.048
東京湾 (二)	Ⅲ	平潟湾内	Ⅲ	0.05 以下	0.055	0.053	0.066	0.049	0.054
		平潟湾沖			0.047	0.042	0.065	0.043	0.049
達成率					57%	71%	43%	86%	71%

：環境基準未達成

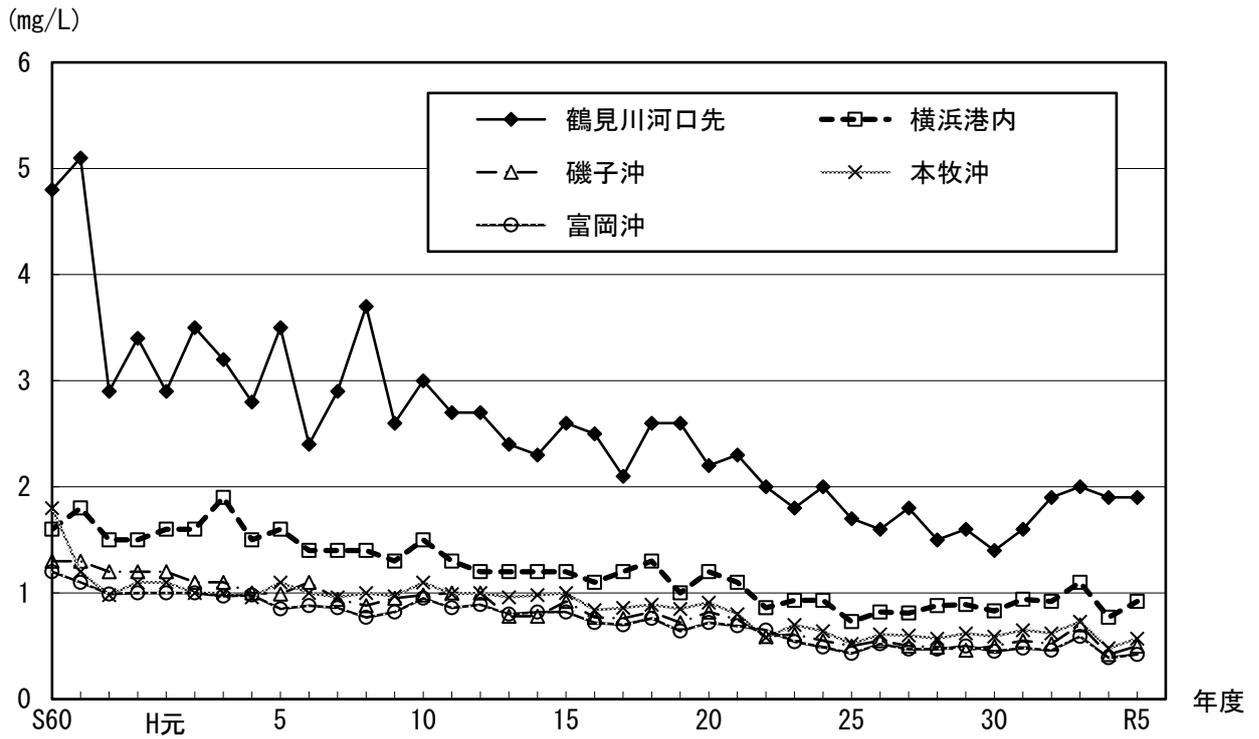


図 2-6 東京湾Ⅳ類型全窒素年平均値の経年変化

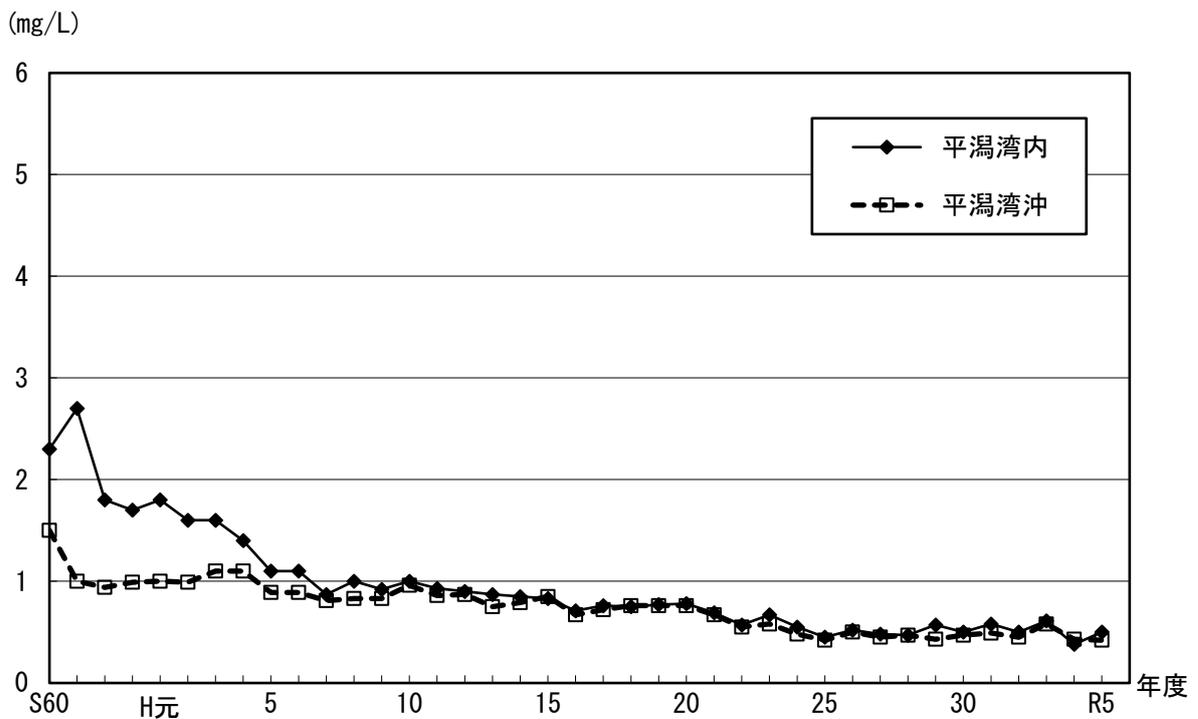


図 2-7 東京湾Ⅲ類型 全窒素年平均値の経年変化

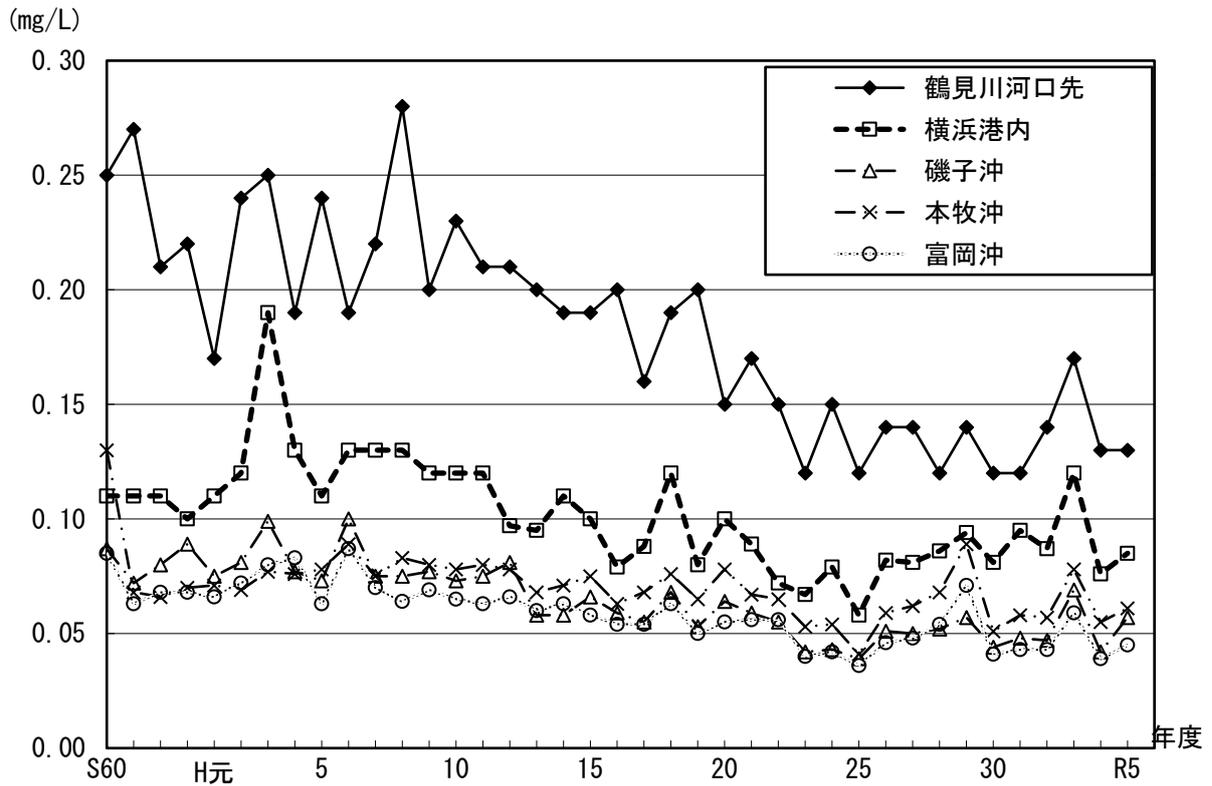


図 2-8 東京湾IV類型 全燐年平均値の経年変化

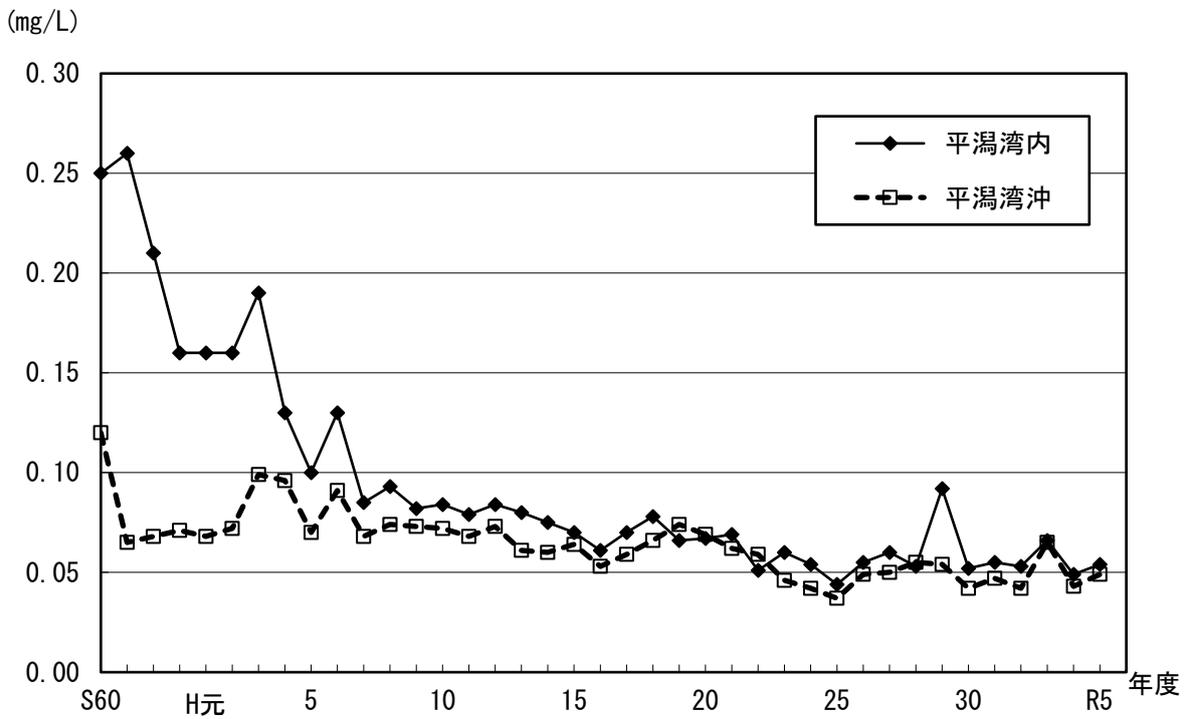


図 2-9 東京湾III類型 全燐年平均値の経年変化

第3章 地下水質調查結果

- 1 環境基準達成狀況
- 2 地下水環境基準超過項目

第3章 地下水質調査結果

1 環境基準等達成状況

(1) 概況調査

ア 定点調査

定点調査では、環境基準項目 27 項目（アルキル水銀を除くカドミウム、トリクロロエチレン等）、一般項目 5 項目（水温、pH等）及び要監視項目（PFOS 及び PFOA）の合計 33 項目について、6 地点で調査を実施しました。

その結果、全ての地点で環境基準及び指針値を達成しました。

イ メッシュ調査

メッシュ調査では、環境基準項目 27 項目（アルキル水銀を除くカドミウム、トリクロロエチレン等）及び一般項目 5 項目（水温、pH等）の合計 32 項目について、20 地点で調査を実施しました。

その結果、3 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準に対し未達成でした。

(2) 継続監視調査

過去に確認された汚染について継続的な変化を監視するため、18 地点で調査を実施しました。

その結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 9 地点、テトラクロロエチレンが 1 地点、1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンが 1 地点で環境基準に対し未達成でした。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

令和 5 年度に実施した概況調査において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 3 地点で環境基準に対し未達成であったため、市内 3 地域 11 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定を実施しました。

その結果、3 地点で環境基準に未達成でした。

(4) 汚染井戸監視調査

過去に行った市の独自調査により汚染が確認された測定地点等において、継続的な監視のため、5 地点で調査を実施しました。

その結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

表 3-1 令和5年度 地下水質の測定結果

調査項目	環境基準 (mg/L)	概況調査				継続監視調査		汚染井戸			
		定点調査		メッシュ調査		検体数	基準超過	周辺地区調査		監視調査	
		検体数	基準超過	検体数	基準超過			検体数	基準超過	検体数	基準超過
カドミウム	0.003 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
全シアン	不検出	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
鉛	0.01 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
六価クロム	0.02 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
ヒ素	0.01 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
総水銀	0.0005 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
PCB	不検出	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
ジクロロメタン	0.02 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
四塩化炭素	0.002 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
塩化ビニルモノマー	0.002 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	6	0	20	0	3	0	—	—	5	0
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	6	0	20	0	3	1	—	—	5	0
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	6	0	20	0	3	0	—	—	5	0
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
トリクロロエチレン	0.01 以下	6	0	20	0	3	1	—	—	5	0
テトラクロロエチレン	0.01 以下	6	0	20	0	3	1	—	—	5	0
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
チウラム	0.006 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
シマジン	0.003 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
チオベンカルブ	0.02 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
ベンゼン	0.01 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
セレン	0.01 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	6	0	20	3	15	9	11	3	0	0
ふっ素	0.8 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
ほう素	1 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
1,4-ジオキサソ	0.05 以下	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
PFOS 及び PFOA*	0.00005 以下	6	0	—	—	—	—	—	—	—	—
pH*	5.8~8.6	6	0	20	0	18	0	11	0	5	0

※ PFOS 及び PFOA は要監視項目、pH は一般項目として測定。pH の基準値 5.8~8.6 は、水道法第4条の規定に基づく、「水質基準のに関する省令」で規定する水質基準。

2 地下水環境基準超過項目

表 3-2 令和 5 年度 地下水環境基準の超過項目

調査区分	測定地点	項目	測定結果 (mg/L)	環境基準 (mg/L)	
定点調査	環境基準を超過した測定地点はありませんでした。				
メッシュ調査	緑区十日市場町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21	10 以下	
	港北区新羽町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10 以下	
	戸塚区平戸町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	10 以下	
継続監視調査	神奈川区松見町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	17	10 以下	
	港北区高田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	23	10 以下	
	都筑区東方町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	10 以下	
	青葉区市ケ尾町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	10 以下	
	旭区今川町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	10 以下	
	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	26	10 以下	
	南区六ツ川三丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	36	10 以下	
	戸塚区平戸町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	10 以下	
	神奈川区片倉二丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	10 以下	
	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	0.028	0.01 以下	
	保土ヶ谷区新井町	1,2-ジクロロエチレン	0.20	0.04 以下	
トリクロロエチレン		0.15	0.01 以下		
汚染井戸	周辺 地区 調査	緑区十日市場町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20	10 以下
		港北区新羽町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10 以下
		戸塚区平戸町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10 以下
	監視 調査	環境基準を超過した測定地点はありませんでした。			

第4章 ダイオキシン類（水質・底質）測定結果

1 ダイオキシン類（水質・底質）環境基準達成状況

第4章 ダイオキシン類（水質・底質）測定結果

1 ダイオキシン類（水質・底質）環境基準達成状況

(1) 公共用水域（河川）測定結果

河川（水質、底質）のすべての調査地点で環境基準を達成しました。

表 4-1 令和5年度 ダイオキシン類測定結果（河川）

調査地点	測定結果	
	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
入江川入江橋	0.049	4.1
帷子川水道橋	0.043	2.3
大岡川清水橋	0.046	1.3
宮川瀬戸橋	0.064	13
侍従川平潟橋	0.043	5.8
柏尾川鷹匠橋	0.042	0.56

※ダイオキシン類の環境基準は、水質「1pg-TEQ/L以下」、底質「150 pg-TEQ/g」。

(2) 地下水測定結果

地下水のすべての調査地点で環境基準を達成しました。

表 4-2 令和5年度 ダイオキシン類測定結果（地下水）

調査地点	測定結果 (pg-TEQ/L)
鶴見区岸谷四丁目	0.015
神奈川区三ツ沢西町	0.015
瀬谷区橋戸三丁目	0.016
南区中里三丁目	0.024
栄区上郷町	0.022
金沢区富岡東三丁目	0.014

※ダイオキシン類の環境基準は、水質「1pg-TEQ/L以下」。

参考情報

- 1 公共用水域の水質汚濁に関する環境基準等
- 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準等
- 3 ダイオキシン類（水質・底質）の環境基準

1 公共用水域の水質汚濁に関する環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

※ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※ 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。

※ 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

※ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準【河川】

ア

類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度指数 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
B	水道3級 ^{※1} 水産2級 ^{※2} 及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1000 CFU/100mL 以下
C	水産3級 ^{※3} 工業用水1級 ^{※4} 及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 ^{※5} 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 ^{※6} 環境保全 ^{※7}	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L以上	—

※ 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

※1 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※2 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

※3 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

※4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

※5 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

※6 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

※7 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン ルン酸及びその塩
生物B	コイ、フナ等比較的高音域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下

※ 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

生活環境の保全に関する環境基準【海域】

ア

類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度指数 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
B	水産2級工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

イ

類型	利用目的の適応性	全窒素	全磷
Ⅲ	水産2種 ^{※1} 及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 ^{※2} 、工業用水、生物生息環境保全 ^{※3}	1mg/L以下	0.09mg/L以下

※ 基準値は、表層の年間平均値とする。

※ 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

※1 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

※2 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

※3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

ウ

類型	利用目的の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下

人の健康の保護に関する要監視項目と指針値【公共用水域】

	指針値
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)※

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

※ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※ 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

※ 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

人の健康の保護に関する要監視項目と指針値【地下水】

	指針値
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下 (暫定) ※

※PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

3 ダイオキシン類（水質・底質）の環境基準

水質	1pg-TEQ/L 以下
底質	150pg-TEQ/g 以下

※ 基準値は、2,3,7,8-塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。

※ 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

TEQ: 「毒性等量」。異性体が多数存在するダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の高い2,3,7,8-塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。

令和5年度
横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書

令和6年7月発行（令和6年11月更新）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市みどり環境局環境保全部
環境管理課監視センター
電話（045）671-3507
FAX（045）641-3580
